

船橋市監査委員告示第10号

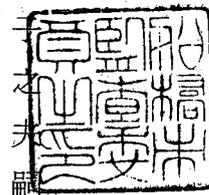
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成30年度から令和4年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和6年11月6日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
浦 田 秀
松 橋 浩



年度管理番号	担当所属	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
26	東部公民館	91	指摘	備品台帳に登録されている備品のうち、所在不明の備品については、再度所在の有無を徹底的に調査した上で、不存在が確認された場合には、船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。	R5.10.19	備品台帳に登録されているものの、不存在を確認した備品については、令和5年11月に処分手続を完了させ、備品台帳から抹消した。	左記のとおり措置済み。
28	東部公民館	92	指摘	物品調査を適切に実施できるよう、備品現物には現様式の備品整理票を貼付し、備品台帳には現在の具体的な所在場所の登録をされたい。	R5.10.19	令和5年10月に改修工事に伴い仮設倉庫に物品を移設する際に合わせて、現様式の備品整理票を貼付した。	備品台帳への具体的な所在場所の登録については、令和7年3月の改修工事終了後に公民館倉庫に物品を戻す際に、保管する倉庫の場所を確認した後に登録する予定である。
96	青少年課	205	指摘	青少年会館について、備品台帳に登録していない備品は、その利用可能性等を検討した上で、備品台帳に登録する必要がある場合は、船橋市物品管理規則に基づき登録する手続をされたい。	R5.10.19	テントについて、令和6年4月に備品台帳に登録した。なお、利活用を図るため、青少年キャンプ場に所在を移し、所在場所の変更も合わせて登録した。	左記のとおり措置済み。
98	青少年課	206	指摘	備品は常に使用可能な状態に管理しておく必要があることから、使用頻度が低い青少年会館の電気陶芸窯についても、定期的な稼働確認や清掃等のメンテナンスの実施等の適切な備品管理を行われたい。	R5.10.19	製造元に確認したところ、使用するには修理が必要であるが、製造から年月が経過しており、多額の費用となるとのことであった。他部署での活用についても調査したが、活用を希望する部署がなかったことから、廃棄処分することとした。	令和6年度末までに廃棄処分する。
110	青少年課	226	指摘	青少年課は、備品台帳に登録されている一宮少年自然の家の備品が実際にあることを指定管理者と一緒に確かめるよう、事務手順を定められたい。	R5.10.19	青少年課において「船橋市立一宮少年自然の家に係る物品確認実施手順」を作成。令和6年6月13日に開催した青少年課と指定管理者との定例会において、同手順に基づき備品を管理することについて協議を行い、指定管理者側もこれを了承した。	左記のとおり措置済み。
112	青少年課	227	指摘	一宮少年自然の家において、現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品(テント)については、船橋市物品管理規則第20条に基づき、物品の返納・不用決定の手続を取られたい。	R5.10.19	令和6年6月に廃棄の手続を行った。	左記のとおり措置済み。
118	青少年課	235	指摘	船橋市が所有する一宮少年自然の家の土地(一宮町東浪見稲荷塚新田7493-2及び一宮町東浪見原田新田6628-4)については、現況に適合した地目への変更登記を行われたい。	R5.10.19	変更登記の必要性を一宮町と協議を行い検討したが、土地課税台帳の現況地目を変更することで適正な使用料の算出に支障はないため、変更登記は行わず、令和5年12月28日付け、船教青第535号にて、一宮町税務課長あて、現況地目の変更依頼を行った。その後、令和6年1月5日付け、宮税第812号にて、変更が完了した旨の回答がなされた。	左記のとおり措置済み。